所管部課		健幸いきいき部保険年金課	部長		川口	荘	
件 名		東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について					
			区分	\bigcirc	1審議事項		2報告事項
関係事項	条例 規則						
	部課機関						

1. 要旨

東京都後期高齢者医療広域連合では、令和6年度及び令和7年度の保険料の改定に際し、 関係区市町村の負担金によって保険料の軽減を図ることから、東京都後期高齢者医療広域連合規約の負担金に係る規定の変更を行うこととしている。この規約の変更は、関係区市町村との協議により定める必要があり、議会の議決を要するため、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る議案を提出するものである。

(1) 規約の変更内容

令和6・7年度の2年間の時限措置として、以下の項目に係る区市町村の負担割合を

- 100%とし、規約の附則に定めるほか、施行期日、経過措置を追加し規定の整備を行う。
 - ①審查支払手数料相当額
 - ②財政安定化基金拠出金相当額
 - ③保険料未収金補塡分相当額
 - 4)保険料所得割額減額分相当額
 - ⑤葬祭費相当額
- (2) その他
 - ①附則第5項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度分及び令和7年度分」に、「令和4年4月1日現在」を「令和6年4月1日現在」に改める。
 - ② (施行期日) 及び (経過措置) を追加する。
- 2. 変更規約施行日:令和6年4月1日
- 3. 議決謄本提出予定:令和6年3月27日(水)
- 2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)

令和5年12月 8日 東京都後期高齢者医療広域連合から規約変更に係る通知発出 令和6年 1月31日 東京都後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会において、保険 料改定に伴う条例の議案審議

令和6年 1月31日 東京都後期高齢者医療広域連合から区市町村へ規約変更に係る協議依頼

3. 留意事項(問題点等)

規約の変更については、62区市町村共通の様式、体裁等により協議を行い、東京都知事に届出を行う必要がある。

- 4. 主管部処理案(検討結果等)
 - 令和6年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。
- 5. 審議結果

注:定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。